

中華人民共和国中外合作經營企業法及び関連法令の制定に向けて

一 はしがき

宮川茂夫

一九八九年六月の中国天安門事件は、これまで順調に進展してきた我が国を始めとする西欧諸国の対中経済協力関係を一挙に凍結し、中国を世界の孤児と化する状況を作り出した。江沢民総書記、李鵬首相を始めとする中国の新指導部は、中国は共産党の指導の下で、社会主義の道を歩むとする立場を明確にしたが、一〇年来の経済改革については、対外開放政策を変更せず、さらに継続発展させる旨を改めて表明した。欧米主要国の対中政策に比し、我が国の政府、経済界の対応は、若干ニュアンスを異にしており、九月二三日現在、政府による八一〇〇億円の第三次円借款を中心とする新規協力の再開は、依然として慎重ではあるものの、経済界は、日中経済協会が代表団の対中派遣を検討するなど、徐々にではあるが、ここに独自の再開の動きを読み取ることができる。

さて、私が特に標記の課題に関心を持ったのは、現在、私の下で研修生として日本商法、就中、会社法の勉学に精励している戴雲峰君の来日が契機となっている。戴君は、一九八六年七月、上海市外国語学院夜間大学日本語科を卒業、それ以前から上海投資信託公司コンサルティング部で、主として外資企業、中外合弁企業の設立、中外合作経営、補償貿易等のプロジェクトにつき、当

事者に代つて、これを推進し、助言を行う等の業務に携ってきた。そして、中外法律の差異が合作双方の間で紛争を惹起する等のことが多く、外国法の知識不足が問題の解決を妨げているとの認識から、留学を決意したものである。二年に亘る研修で、ようやく日本商法の知識も深まり、日中合作企業への対応につき、私と共同して問題点の解明に乗り出そうとしていた矢先に、天安門事件が発生。この共同作業は一頓挫を来したというのが実情である。当初は、中華人民共和国中外合作企業法の内容の分析を通じて、これまで合弁企業の制定法として機能してきた中華人民共和国中外合資経営企業法（一九七九年七月一日、第五期全国人民代表大会第二回会議可決、一九七九年七月八日公布）、中外合資経営企業法实施条例（一九八三年九月二〇日、國務院公布・施行）及び其の他の関連法令との比較の下に、その実態を解明しなかったのであるが、現時点では、それは不可能となった。これへの取り組みは、後日へ譲ることとする。ただ、これまで対中投資関連法ガイドとして出版されている書物でも、中外合作経営企業法の制定に関する記述はなされていなかったので、戴君にその翻訳を依頼し、これに手を加えて、取敢ず、資料として公刊することとした。本法は、以下にも述べるように、一九八八年四月一三日、第七次全国人民代表大会第一回会議で可決はされたものの、公布をみたかどうかは明らかでなく、また实施条例が定められていないため、恐らく基本法の公布はあっても、中外合資経営企業法实施条例その他多数に及ぶ合資経営企業に関する個別法規の類推適用という形で、現実には機能することになりそうである。

そこで、先ずこれまでに、中華人民共和国が、対外経済開放政策を採用した中で、外国企業が中国へ直接投資をして、企業活動を行う形態を取り上げてみることにした。外国投資家投資企業と呼ばれるものが、これであるが、これには、前述の中外合資経営企業、中外合作経営企業に加えて外資企業の三形態がある（三資企業）。

(1) 中外合資経営企業

通常、中外合弁企業又は単に合弁企業と呼ばれており、それは、中国領土内において「合弁法」に基づき、中国政府の認可を受けて設立され、中国法人としての地位を取得し、中国の法律の管轄を受け、中外合資者が共同で投資を行い、損益を分担し、支配する株式有限会社であるといわれている。もっとも、株式有限会社といっても株券の発行はなく、株主の地位は原則として、譲渡禁止とされている。さらに、株主総会、取締役会の機能をあわせ有する董事会が置かれ、董事は合弁当事者が、それぞれ直接に任命・派遣することができる。日本法の視点からすれば、より有限会社的であり、所有と経営が未分離の会社といつて

よいであろう。なお、その他の特徴としては、この企業は、当初から合弁期間という有限の期間内においてのみ、存続を許された消滅予定企業であること。解散の自由が与えられていないといった点を挙げる事ができるであろう。

(2) 中外合作經營企業

合作企業は、契約式合弁企業と呼ばれているように、本来は、契約に基づいて形成されたものであるが、中には各合作当事者から独立した法人格を有する企業も存在する。この企業の設立、運営を規律する基本法が、ここで資料として掲げた中外合作經營企業法である。現実には、制定される以前の段階で、ここに規定されている内容を有する企業が数多く設立され、企業登記も行われているなど、法律に先行して事実上の合作經營企業が存在していたことになる。設立に際し、準拠すべき法令がないため、当事者間の契約で細部に至るまでの取り決めを行うことになるが、その構造が今回の制定法中に多く取り入れられたといつてよいであろう。なお、この他に、これまでの事実としての合作企業には、資源開發型合作企業もあるが、基本的には、非法人型合作企業、法人型合作企業とともに、そのすべてが合作企業經營法には含まれている。

(3) 外資企業

これは、これまで外国側一〇〇%出資企業とか独資企業とかの名称で呼ばれていたものであるが、一九八六年四月一二日、第六期全国人民代表大会第四回會議で可決された外資企業法により、法的には外資企業という名称が確定をみた。外資企業法は、全文二四条からなり、施行細則がないため、内容に不明確な点が多いが、外資企業も合作企業と同様に、法よりも現実の先行したことが、このような結果に連っているであろう。

なお、一九八七年八月末までに認可を受けた外資企業は一五九で、合弁、合作企業は、それぞれ三八〇〇余、四七五〇となっており、比較すると、その数は圧倒的に少ないが、その理由は、外資企業法による企業形態のメリットが具体的に示されていないことに、よるものである(別資料によれば、一九八七年九月末までに認可を受けた合作企業数は四七九三。また契約金額は一二一・二四億米ドル、実際の使用外国資本額は三〇・三億米ドルに達するとされている)。

以上、資料としての中華人民共和国中外合作經營企業法の内容を以下に示すに当り、簡単な解説を試みたが、この解説は、糸賀了、橋田担編著「対中投資実務法規ガイド」株式会社アイビィシー、一九八八年二月刊、三頁〜一四頁を参考にさせて載いた。

紙面を借りて、深謝しておく。

二 中華人民共和国中外合作経営企業法

(一九八八年四月一三日、第七期全国人民代表大会第一回会議可決)

第一条 外国との経済、合作及び技術の交流を拡大し、外国の企業その他の経済組織又は個人(以下「外国側合作者」と略称する)が平等互惠の原則に基づき、中華人民共和国の企業又は経済組織(以下「中国側合作者」と略称する)と共同して、中国領土内で中外合作経営企業(以下「合作企業」と略称する)を設立することを促進するため、特に本法を制定する。

第二条 中外合作者が合作企業を設立する際は、本法の規定に基づき、合作契約によって投資又は合作条件、利益又は製品の分配、危険と欠損の分担、経営管理方式と合作企業終了時の財産の帰属などの事項を決定しなければならない。

合作企業が、中国法律の法人条件の規定に合致する場合には、中国法人の資格を得るものとする。

第三条 政府は、法にしたがって合作企業と中外合作者の適法な権利及び利益を保護する。

合作企業は、中国の法律、法令を遵守しなければならない。また中国の社会的公共の利益を損なってはならない。

政府の関連機関は、法に基づき合作企業を監督する。

第四条 政府は、製品を輸出し、あるいは先端技術を有する製造業の合作企業の設立を奨励する。

第五条 合作企業の設立の申請に当っては、中外合作者の調印した協議、契約、定款などの文書を、國務院對外經濟貿易主管部門又は國務院に権限を授けられた部門と地方政府(以下「審査認可機関」と略称する)に届け出て、その審査、認可を受けなければならない。審査認可機関は、申請受理後四五日以内に、認可又は不認可を決定しなければならない。

第六条 合作企業を設立する申請が認可され、認可証書の受領後三〇日以内に、工商行政管理総局に登記し、營業許可証を受領しなければならない。合作企業の營業許可証の発行日をもって、同企業の設立日とする。

合作企業は、設立後三〇日以内に、税務局に税務登録をしなければならない。

第七條 中外合作者は、合作期間内に協議により合作企業の契約について、重大な変更をすることにつき、同意する場合には、審査認可機関にその旨を申請し、認可を受けなければならない。変更内容が、法定の工商登録項目、稅務登録項目にかかわる場合は、工商行政管理総局、稅務局に届け出て、変更の登録手続をなすものとする。

第八條 中外合作者の投資又は提供する合作条件は、現金、現物、土地使用権、工業所有権、技術ノウハウ及び其の他の財産的權利である。

第九條 中外合作者は、法律、法令の規定と合作企業契約にしたがつて、期限どおり投資金額の納付、合作条件の提供などの義務を履行しなければならない。期限を経過して履行のない場合には、工商行政管理総局が期間を限定して履行させるものとする。限定期間を経過して履行のない場合には、審査認可機関及び工商行政管理総局は、政府の関連規定に基づき、処理するものとする。

中外合作者の投資又は提供する条件は、中国登録會計士あるいは關係部門が確認し、証明しなければならない。

第一〇條 中外合作者の一方が、合作企業の契約における全部または一部の權利・義務を譲渡する場合には、他方の同意を得なければならない。また審査認可機関に申請して、その認可を得るものとする。

第一一條 合作企業は、認可された合作企業契約及び定款にしたがつて、經營管理活動を行うものとする。合作企業の經營管理自主権は、干渉を受けないものとする。

第一二條 合作企業には、董事会又は連合管理機構を置き、合作企業の契約及び定款の規定によつて、合作企業の重大問題を決定するものとする。中外合作者の一方が、董事会の董事長又は連合管理機構の主任を担当する場合、他方は副董事長、副主任を担当する。董事会又は連合管理機構は、合作企業の日常經營管理を担当する總經理を任命又は招聘することについて、決定するものとする。總經理は、董事会又は連合管理機構に対して、責任を負うものとする。

合作企業設立後、中外合作者以外の第三者に經營管理を委託する場合には、董事会又は連合管理機構の一致した同意と、審査認可機関の認可を得なければならない。また工商行政管理総局に申請して、変更の登録手続をしなければならない。

第一三條 合作企業従業員の雇用、退職、報酬、福利、労働保護、労災保険などの事項は、法律に基づき、契約で規定しなければならない。

第十四条 合作企業の従業員は、法律に基づき労働組合を結成し、労働組合活動を展開して、従業員の適法な利益を維持、擁護するものとする。

合作企業は、同企業の労働組合に必要な活動の条件を提供しなければならない。

第十五条 合作企業は、中国領土内に会計帳簿を置き、規定により会計書類を届け出て、税務局の監督を受けるものとする。

合作企業が前項の規定に違反して、中国領土内に会計帳簿を置かない場合には、税務局は罰金を課し、工商行政管理総局は、業務停止、営業許可証の取り消しなどの措置をとることができる。

第十六条 合作企業は、営業許可書をもって、中国外国為替管理機関の許可した外国為替銀行又は其の他の金融機関に外貨口座を設けなければならない。

第十七条 合作企業は、中国領土内の金融機関又は中国領土外で、資金を借り入れてはならない。

中外合作者による投資あるいは合作条件としての資金借入れ及び担保は、それぞれが自ら解決するものとする。

第十八条 合作企業の各種保険は、中国領土内の保険機構に付保するものとする。

第十九条 合作企業は、認可された経営活動の範囲内で、当該企業の必要な物資を輸入し、その製品を輸出することができる。また合作企業は、認可された経営活動の範囲内で、必要な原材料、燃料などの物資を、国内市場あるいは国際市場で購入することができる。

第二〇条 合作企業は、自ら外貨収支の均衡をはからなければならない。合作企業が、自ら外貨収支の均衡をはかれない場合は、政府の定めるところにより、関連部門に協力を要請することができる。

第二一条 合作企業は、国の課税規定により納税し、かつ減税、免税などの優遇を享受することができる。

第二二条 中外合作者は、合作企業契約の規定により、利益又は製品の分配を受け、危険及び欠損を分担するものとする。

中外合作者は、合作企業契約により、契約期間満了時に合作企業の固定資産の総てが、中国側合作者に帰属するものとする場合において、合作契約により事前に合作期間内に、外国投資者が投資回収の決定をすることも許される。

合作企業契約により、外国側合作者が所得税を納付する前に、投資を回収する場合は、税務局に申請し、当該部門が政府の課税

規定によって、審査、認可を行うものとする。

前項の規定により、外国側合作者が、事前に合作期間内に投資を回収する場合は、中外合作者は、関連法律の規定と合作企業契約にしたがい、合作企業の債務について責任を負うものとする。

第二三条 外国側合作者は、法律規定と合作企業契約の義務を履行した後に、取得した利益其の他の適法収入と、合作企業終了時に受けた資金を、法の定めるところにより国外へ送金することができる。

合作企業の外国籍従業員の給与及び其の他の適法収入は、法の定めるところにより、個人所得税を納付した後に、国外へ送金できるものとする。

第二四条 合作企業は、その契約期間満了時又は期限前に契約を終了させる場合は、法の定めるところにより、資産及び債権・債務を清算するものとする。

中外合作者は、合作企業契約において、合作企業の財産の帰属を決定しなければならない。

合作企業は、その契約期間満了時又は期限前に契約を終了させる場合は、工商行政管理総局と税務局にその旨を申請し、登記廃止の手続をしなければならない。

第二五条 合作企業の合作期間は、中外合作者の協議により決定し、合作企業契約の中に明記しなければならない。中外合作者が、合作期間の延長に同意する場合は、期間満了の一八〇日前に、審査認可機関に申請しなければならない。審査認可機関は、申請を受理した日から三〇日以内に認可又は不認可を決定しなければならない。

第二六条 中外合作者が、合作企業の契約、定款の定めを履行する過程で紛争が発生した場合は、協議又は調停によって解決しなければならぬ。中外合作者が、協議、調停を望まない場合は、合作企業契約の仲裁に関する規定又は事後合意した文書の協議により、中国の仲裁機構又は其の他の仲裁機構に仲裁を要請するものとする。

中外合作者が、合作企業契約に仲裁規定を置かなかった場合、又は事後合意の文書協議のない場合は、中国の裁判所に訴えを提起することができる。

第二七条 國務院對外經濟貿易主管部門は、本法により実施条例を制定し、國務院の認可を受けて実施するものとする。

第二八条 本法は公布の日から施行する。

以上